

東 基 連

7

No. 800

定価/100円(消費税込み)

令和8年度 全国安全週間を迎えて

ご挨拶

公益社団法人
東京労働基準協会連合会
会長 三好 忠満



会員の皆様には、日頃より当連合会の業務運営につきまして一方ならぬご支援ご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

第14次東京労働局労働災害防止計画の取組3年目にあたる令和7年、東京都内においては令和6年を上回る36の方が労働災害により亡くなられ、休業4日以上死傷災害は11,085人と令和6年より減少したものの、同計画の基点である令和4年の10,802人を上回っております。同計画4年目にあたる令和8年は死亡災害及び死傷災害のさらなる減少を目指し、労使一丸となった取組が求められます。

現在、就労現場には人手不足を背景として、高齢者、外国人、個人事業主、派遣労働者など様々な属性の就労者が混在しております。労働安全衛生に対する意識や経験値の異なる様々な人材に対して安全な作業現場を提供するために、まずは経営トップの

皆様が方針を明確にし、就労者の意識を揃え、作業行動に起因する災害が発生しないようコントロールしなければなりません。また、言語、年齢、文化、作業経験年数を異にする就労者も、自ら作業現場の危険箇所を指摘したり改善していく安全文化も企業内に定着させていく必要があるものと考えます。そのためには必要な安全衛生教育を実施して各人のレベルを向上させてゆく必要があるでしょう。上司が部下に作業の指示をする際、必要な知識が部下になかったり、上司の伝え方が部下の属性を無視したものであれば、コミュニケーションが不十分なものとなる可能性があります。部下が外国人であれば上司は「やさしい日本語」に配慮する必要があるでしょう。上司から部下へだけでなく、部下から上司へ、あるいは同僚同士でのコミュニケーションにおいても、真意を共有するために双方の伝え方への配慮が必要であると思います。

令和8年度、第99回全国安全週間は、「多様な人材 全員参加 みんなで育てる安全職場」をスローガンに展開されます。このスローガンにはただ今述べてきたような背景や意味が込められているものと思われます。

- ◆ 令和8年度 全国安全週間を迎えて 1
- ◆ 令和8年度 東京労働局行政運営方針(その3) 3
- ◆ 「私の安全衛生宣言」募集! 4
- ◆ STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施中
7月は重点取組期間です 8
- ◆ 熱中症による死傷災害の発生状況 10
- ◆ 令和8年度 個別労働紛争解決研修のご案内 13

発行所/公益社団法人 東京労働基準協会連合会 発行人/上島卓司

〒102-0084 東京都千代田区二番町9-8 TEL / 03-6380-8305(代) FAX / 03-6380-8405 <https://www.toukiren.or.jp>

当連合会といたしましては、今年度も東京労働局と連携して「第22回 東京産業安全衛生大会 Safe Work TOKYO 2026」をはじめ、さまざまな取組を展開させていただきます。また、令和8年度全国安全週間実施要綱の「10 実施者が継続的に実施する事項」の「(1)安全衛生活動の推進」にあります①安全衛生管理体制の確立、②安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等、③自主的な安全衛生活動の促進、につきましては、教習機関としての東基連が、各種講習会を通じて各企業の安全衛生水準の向上に貢献できればこれに勝る喜びはありません。

第99回 全国安全週間を 迎えて

東京労働局長
増田 嗣郎



公益社団法人東京労働基準協会連合会並びに会員の皆様におかれましては、平素から労働安全衛生行政に、格別の御理解、御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施して以来、「人命尊重」という基本理念の下、産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ることを目的に、一度も中断することなく、今年で99回目を迎えます。

令和8年度も、労働災害を防止するために産業界での自主的な活動の推進と、職場での安全に対する意識を高め、安全を維持する活動の定着を目的として、

「多様な人材 全員参加 みんなで育てる安全職場」のスローガンの下で、全国安全週間(7月1日から7月7日まで)を実施します。

東京労働局では、関係団体等と協力して、この期間において、東京産業安全衛生大会の開催、局長パトロール、建設現場に対する集中指導など、様々な労働災害防止に関する取組を行います。

令和7年の東京労働局管内では、労働災害により36人の方の尊い命が失われ、休業4日以上死傷者数(以下「死傷者数」という。)は11,085人と、

結びに、安全・安心、快適な職場環境の確保による各企業の益々のご発展と、働く人々の安全、そして第14次東京労働局労働災害防止計画の4年目となる今年、死傷災害がより一層減少するよう祈念いたします。ご挨拶とさせていただきます。



第43回 桃樹のちよこつとクイズ
会報「東基連」は、本号で創刊「800号」となりましたが、第1号が発行されたのは、何年何月でしょうか？ 元号でお答えください。

答えは、この7月号のどこかに。

5年連続で1万人を超えました。

また、平成27年から令和7年までの10年間で、55歳以上の就業者数は12.3%増加し、外国人労働者は約2.4倍増加しました。これに伴い死傷者数のうち、高年齢の方に多い、転倒や腰痛といった作業行動に起因するものや、外国人労働者の増加に伴う外国人の労働災害が増加しています。

さらに、令和7年に改正された労働安全衛生法等(以下「改正法」という。)が令和8年度から本格的に施行され、元方事業者等の個人事業者等への安全衛生対策、化学物質成分名の表示、特定機械等の検査制度の見直しや高年齢者の労働災害防止の推進等に係る改正部分が施行されています。

このような状況も踏まえ、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働ける職場環境を築くためには、第14次東京労働局労働災害防止計画(以下「14次防」という。)(計画期間：令和5年度～令和9年度)に基づく施策を着実に推進していくことが必要です。

14次防では、死亡者数及び死傷者数ともに令和4年と比較して令和9年までに5%以上の減少を目標としており、14次防の4年目である令和8年度も、引き続き、労働災害防止対策の推進に、改正法の履行確保と併せて取り組めます。

結びに、貴会並びに会員の皆様におかれましては、全国安全週間を契機として、関係の皆様が職場における安全衛生を形成する当事者との意識を持ち、共に安全衛生活動に取り組む文化の醸成に御協力くださいますようお願い申し上げます。

令和8年度 東京労働局行政運営方針(その3)

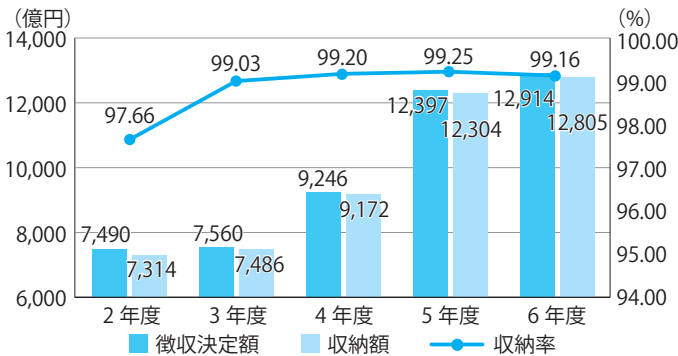
働く人と職場の未来のために TOKYO2026

第1部 令和8年度の主な重点施策(つづき)

第6 労働保険制度の適正な運営

労働保険料の適正な申告・納付の促進

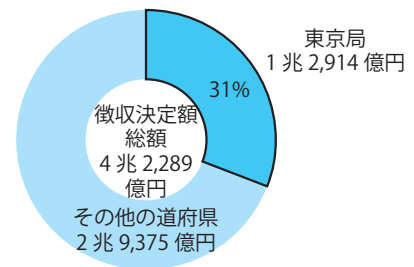
労働保険相談窓口等における周知、労働保険年度更新の円滑な運営により、適正な申告・納付を促進します。



労働保険料徴収決定額・収納額と収納率の推移(東京労働局管内)
厚生労働省労働保険の適用徴収状況(年報)より



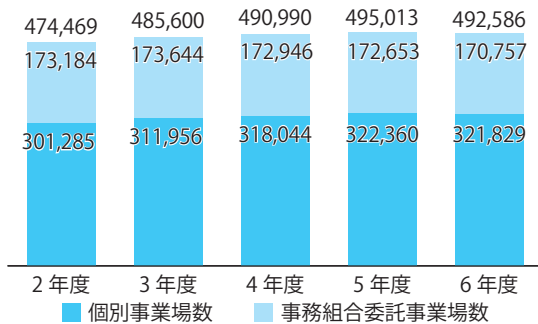
年度更新申告書受理相談コーナー



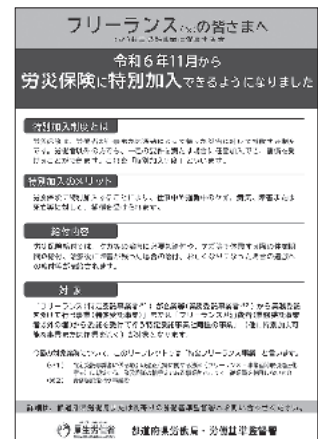
労働保険の未手続事業一掃対策の推進

令和6年度は、東京局において加入勧奨・手続指導を行った結果、6,777事業場について成立をさせました。他の行政機関との連携、集中的な広報活動等により、労働保険の未手続事業の解消に取り組めます。

東京局管内における適用事業場数は、全国の適用事業場数(343万6,605事業場)の14.3%を占めており、事務組合への委託率は34.7%です。(令和6年度末現在)



適用事業場数の推移状況(東京労働局管内)
厚生労働省労働保険の適用状況(年報)より



特別加入制度の拡大

労災保険特別加入制度の対象に特定フリーランス事業を追加する改正省令等が令和6年11月に施行されました。

今まで労災保険の特別加入の対象になっていなかった幅広い業種のフリーランスが新たに特別加入の対象となったことを踏まえ、新たに特定フリーランス事業に係る特別加入団体として承認を受けようとしている団体に対して、引き続き丁寧な説明等適切な対応に取り組めます。

「私の安全衛生宣言コンクール Safe Work TOKYO 2026」
第14次東京労働局労働災害防止計画推進中

「私の安全衛生宣言」募集！

あなたが発信している安全衛生宣言を教えてください!!

東京労働局 労働基準部 安全課

東京労働局では、官民一体となった労働災害防止等の取組を推進しています。この取組の一環として、「私の安全衛生宣言コンクール Safe Work TOKYO 2026」を開催し、職場における労働者自身の安全衛生宣言を広く募集します。

多数のご応募をお待ちしております。

募集期間 2026年7月1日(水)～10月7日(水)

応募資格 都内の事業場で働いている方

発表 入選された方に直接連絡

表彰式 2026年12月頃

主催 東京労働局、(公社)東京労働基準協会連合会
安全衛生宣言作成のヒントは次ページをご参照ください。

※応募様式は7ページをご覧ください。



昨年度(私の安全衛生宣言コンクール Safe Work TOKYO 2025)の受賞作品

優秀作品賞

安全部門

- ・災害は他人事ではなく自分事、手順を守って安全作業
- ・整理整頓 大丈夫? 通路確保で 躓き防止

労働衛生部門

- ・膝を曲げ、腰を落として引き寄せて ゆっくり持ち上げ 腰痛防止!
- ・点呼時に 素直に事前に 体調報告

奨励賞

安全部門

- ・足元の 凹凸・滑りに注意して ゆっくり歩いて 転倒防止
- ・作業前に、足場・動線・手順を確認! 墜落・転落ゼロは準備から。

労働衛生部門

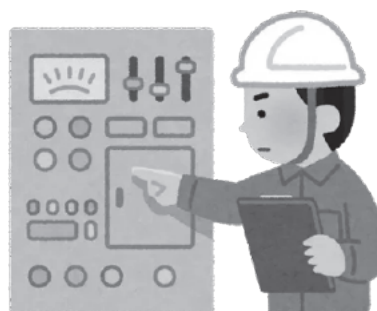
- ・ストレスを感じることなく、笑顔で働ける職場をみんなで作る!
- ・水分、睡眠、体調管理をしっかりと 知識を蓄え熱中症対策します

私の安全衛生宣言 応募のヒント

①皆様方が働かれている場所で、どんな労働災害があり得るのかをチェック!

〈自分又は周りの状況から考える〉

普段の仕事の中で怪我をする可能性はないか、ヒヤリとした場面やハッとした場面がなかったかを考えてみましょう。同僚や上司と「どんな危険が潜んでいるか」を話し合ってみることも宣言を考える上で有効です。



〈統計資料や事例から考える〉

厚生労働省や東京労働局等が公表している統計資料や災害事例から考えることも有効です。

ぜひご活用ください!

- ・労働災害に関する資料(業種別・災害の種類別等関連リーフレット)
- ・労働災害統計、死亡災害事例(東京労働局)
- ・職場のあんぜんサイト(厚生労働省)



②「私は、こうする(している)！」という安全衛生宣言をしましょう!

普段、自分自身が仕事を行う上で、労働災害防止や健康確保の観点から心掛けていることを宣言すること

※応募の際のヒント※

優秀作品は、

- ・その内容が、自分自身のみならず周囲の労働者の安全衛生意識の高揚に効果的と考えられる作品であって、
- ・労働災害防止、健康確保対策の現状課題に対応した内容であり、
- ・適度に短く(長い標語のようなものではなく)、具体的内容でわかりやすく、覚えやすいことなどの条件を勘案して選考します。

Q&A

Q：安全衛生宣言は、自分が所属している会社の安全衛生基本方針に沿ったものを作らなければならないのですか？

A：安全衛生基本方針は事業場のトップが自らの安全衛生に対する姿勢を明確にして表明したものです。一方、安全衛生宣言コンクールは労働者自身が日々の作業において、安全衛生について心掛けていることや周囲に発信していることを募集するものであり、必ずしも事業場の安全衛生基本方針に沿っていなくても構いません。

Q：非正規労働者でも応募はできますか？

A：パート、アルバイト、契約社員、派遣労働者など労働者の属性を問わず、応募できます。ぜひ、職場における安全衛生意識の高揚につながる安全衛生宣言を応募してください。

Q：高齢者の労働災害防止対策にはどのようなものがありますか？

A：高齢者は一般に、加齢に伴い心身機能が低下し、脚力の衰え、バランス能力や歩行能力が低下し、転倒や墜落・転落の災害が増加する傾向があります。労働者自身の心掛けや事業場が実施する高年齢労働者に配慮した職場環境改善に呼応した行動規範などを考えると良いと思います。厚生労働省が令和2年3月に策定した「エイジフレンドリーガイドライン(高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)」を参考にしてください。

も良いでしょう。

③応募区分にチェック！

必ず応募を希望する部門の□にチェックを入れてください。

④お名前、連絡先などをお忘れなく！

氏名、連絡先、所属事業場(※「〇〇株式会社〇〇支店」などのように、支店名や店舗名まで)を忘れずにご記入ください。

連絡先は、電話番号又はメールアドレスをご記入ください。優秀作品に選ばれた場合の連絡先として使用しますので、お間違えのないようお願いいたします。

⑤内容を確認の上、応募してください！

安全衛生宣言、応募区分、お名前・ご連絡先・所属事業場が誤りなく記入されていることを確認した上で、以下の方法でご応募ください。皆様から多数のご応募をお待ちしています！

応募先(メールアドレスはお間違えのないようお願いします)

応募フォーム <https://toukiren.or.jp/kouzimachi/sengen2026.html>

メール sengen-safeworktokyo2026@mhlw.go.jp

まとめて応募用の一覧表(Excel)も掲載しています！
ぜひご活用ください！



(東京労働局ホームページ)

「私の安全衛生宣言」応募様式(電子メール用)

私の安全衛生宣言コンクール Safe Work TOKYO 2026

1 応募作品

(1)安全衛生宣言

応募様式1枚につき1つの作品をご記入ください。複数の作品を記入した場合は無効となります。

まとめて応募する場合は、東京労働局ホームページ掲載の一覧表をご活用ください。

[]

(2)宣言の解説(省略可)

安全衛生宣言の意図するもの(就業場所・作業内容・取扱設備等に応じた宣言のイメージなど)についての説明がありましたらご記入ください。

[]

2 応募区分(応募する部門の□にレ点を記入してください。)

安全部門

(墜落・転落災害防止対策、転倒災害防止対策、高齢者災害防止対策など)

労働衛生部門

(腰痛予防対策、熱中症予防対策、感染症防止対策など)

3 応募者氏名及び連絡先

(1)氏名

[]

(2)連絡先(電話番号又はメールアドレスをご記入ください。)

[] (自宅・携帯・会社)

(3)所属事業場(業種欄は、製造業、建設業、運輸業、小売業、医療業などをご記入ください。)

[] (業種：)

応募先(メールアドレスはお間違えのないようにお願いします)

応募フォーム <https://toukiren.or.jp/kouzimachi/sengen2026.html>

メール sengen-safeworktokyo2026@mhlw.go.jp

応募締切り 10月7日(水) ※ご応募は7月1日(水)以降でお願いします。

STOP！熱中症クールワークキャンペーン 実施中 7月は重点取組期間です

キャンペーン期間 令和8年5月～9月

東京労働局 労働基準部 健康課

重点取組期間中のポイント

以下の項目について、措置の確実な実施、取組状況の総点検、必要に応じた追加対策の検討をしましょう。

- ①これまでに実施した暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ追加対策を行きましょう。
- ②梅雨明け直後は、急激な暑さ指数の上昇が予想されるため、暑熱順化期間を設け徐々に熱に慣らすとともに、暑さ指数に応じて、作業の中断、短縮、休憩時間の確保を徹底しましょう。
- ③喉の渇きに関わらず、水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底しましょう。
- ④作業開始前の健康状態の確認を徹底し、必要に応じ巡視頻度を増やしましょう。
- ⑤期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的な教育を行きましょう。
- ⑥作業中のほか、休憩中の体調変化にも注意し、少しでも異常を認めたときは、ためらうことなく救急隊を要請しましょう。

職場における熱中症防止のためのガイドライン(概要)

熱中症リスクの評価

1 有害性の要因の特定

- 事業場の温度・湿度が高くないか、連続作業があるか、通気性の低い衣服を着用していないか等について検討を行う。

2 湿球黒球温度の値(WBGT 値)の把握

- JIS規格に適合したWBGT指数計で湿球黒球温度の値(WBGT 値)を随時把握する。
- 地域を代表する一般的な暑さ指数(環境省)を参考とすることも有効。

3 熱中症リスクの評価・検討

- 把握したWBGT 値を元に、着衣補正を行い、身体作業強度や暑熱順化の有無を勘案し、熱中症のリスクを正しく見積る。
- 作業場所のWBGT 値の低減を検討する(作業環境管理)。
- 事業場の実情を踏まえて作業管理を検討する。
- 高齢者や熱中症発症リスクに影響を与える疾病等を持つ作業者に対して、作業時間短縮を検討する。

熱中症リスクに応じた措置

1 労働衛生管理体制の確立等

- 衛生委員会等により労使で話し合い、内容を労働者に周知することが重要である。
- 衛生管理者等を中心に、熱中症防止対策について検討させ、熱中症防止のための業務を行わせるとともに、事業場における熱中症防止に係る責任体制の確立を図る。
- 夏季の暑熱環境下における作業手順・作業計画を策定する。
- 報告体制の整備及び手順などの作成並びに周知を行う。

2 作業環境管理

- WBGT 値の低減** 発熱体と作業従事者との間に遮へい物や簡易な屋根等を設ける。

休憩場所の整備等

- 休憩の設備はできる限り作業従事者が速やかに利用できる場所に設置する。
- 休憩場所には氷、アイスラリー(流動性の氷状飲料)、冷たいおしぼり、水風呂等の身体を冷やすことのできる設備等を設ける。

3 作業管理

- 作業時間の短縮等** 作業の休止時間や休憩時間を確保し、作業を連続して行う時間を短縮する。
- 暑熱順化** 計画的に暑熱順化期間を設ける。7日以上かけて作業時間を調整する。
- プレクーリング** 作業開始前にあらかじめ深部体温を下げ、作業中の体温上昇を抑制する。
- 水分及び塩分の摂取** 飲料水、スポーツドリンク、経口補水液、塩飴等を備える。水分および塩分の作業前後の摂取と作業中の定期的な摂取の徹底を図る。
- 服装による身体冷却** 熱を吸収し、又は保熱しやすい服装は避ける。透湿性・通気性の良い服や身体を冷却する機能を持つ服を着用する。
- 作業中の巡視** 高温多湿場所での作業中は巡視を頻繁に行い、健康状態を確認する。

4 健康管理

- 健康診断結果に基づく対応** 糖尿病等、熱中症の発症に影響を与える疾患を持った作業従事者について、健康診断結果に基づき聴取した医師の意見を勘案し、必要に応じ作業転換等を行う。
- 日常の健康管理等** 作業従事者に対し、睡眠不足、体調不良、前日等の飲酒、朝食未摂取等が熱中症の発症に影響があることに留意し、日常の健康管理について指導する。
- 作業従事者の健康状態及び暑熱順化の状況等の確認** 作業開始前に、当日の体調に普段と異なる変化がないか、睡眠不足がないかなど、声かけをする。

5 労働衛生教育

- 熱中症予防管理者、職長等現場で指揮する者及び作業従事者に対し教育を行う。簡単な教材でも繰り返し参照することが望ましい。

6 異常時の措置

- 熱中症を疑わせる症状が現れた場合には、一旦、作業を離れ、救急措置として涼しい場所で身体を冷やし、水分及び塩分の摂取等を行わせること。

熱中症対策にご活用ください

- 「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」

「職場における熱中症防止のためのガイドライン」



- 熱中症予防情報サイト (暑さ指数の実況と予測)



- 職場における熱中症予防情報 (ポータルサイト)



- 働く人の今すぐ使える熱中症ガイド



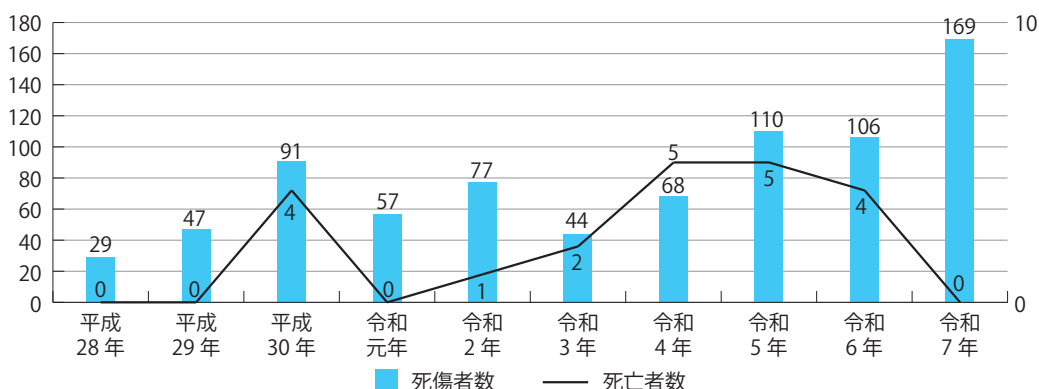
東京労働局管内の職場における 熱中症による死傷災害(休業4日以上)の発生状況

東京労働局 労働基準部 健康課

1 平成28年以降の熱中症による死傷者数の推移(単位:人)

令和6年の熱中症による休業4日以上死傷者数は169人と、令和5年より63人増加しました。このうち死亡者数は0人(令和6年4人)でした。

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
死傷者数	29	47	91	57	77	44	68	110	106	169
死亡者数	0	0	4	0	1	2	5	5	4	0



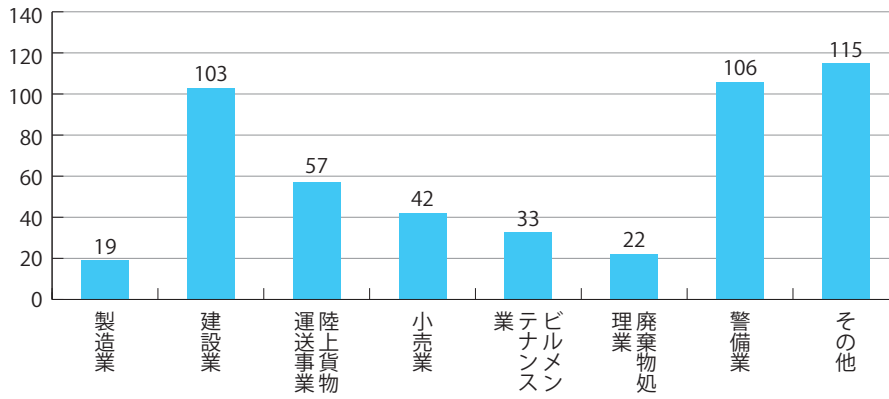
2 令和3年以降の熱中症による死傷者数(単位:人)

(1) 業種別発生状況

業種別の死傷者数をみると、警備業、次いで建設業で多く発生していた。また、死亡者数については、建設業、次いで警備業で多く発生していた。

	製造業	建設業	陸上貨物 運送事業	小売業	ビルメンテ ナンス業	廃棄物 処理業	警備業	その他	計
令和3年	2	6(1)	5	5(1)	4	2	10	10	44(2)
令和4年	1	12(1)	11	5	8(2)	4	16(2)	11	68(5)
令和5年	6	24(3)	12	8(1)	5	4	23(1)	28	110(5)
令和6年	4	22(3)	16	6	6	3(1)	20	29	106(4)
令和7年	6	39	13	18	10	9	37	37	169
計	19	103(8)	57	42(2)	33(2)	22(1)	106(3)	115	497(16)

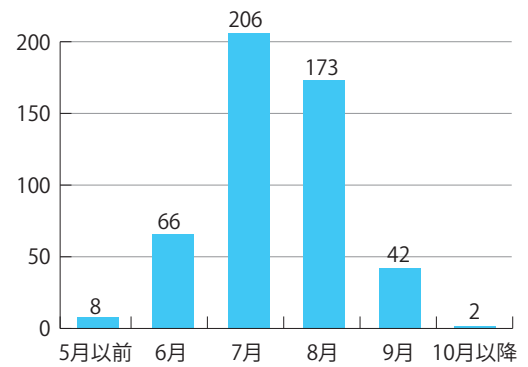
※()内の数値は死亡者数で内数である



(2) 月別発生状況

月別の死傷者数をみると、全体の7割以上が7月及び8月に発生していた。

	5月以前	6月	7月	8月	9月	10月以降	計
令和3年	1	5	24	14(2)	0	0	44(2)
令和4年	1	23(2)	21(1)	21(2)	1	1	68(5)
令和5年	3	6(1)	50(2)	40(2)	10	1	110(5)
令和6年	1	8	56(3)	30(1)	11	0	106(4)
令和7年	2	24	55	68	20	0	169
計	8	66(3)	206(6)	173(7)	42	2	497(16)



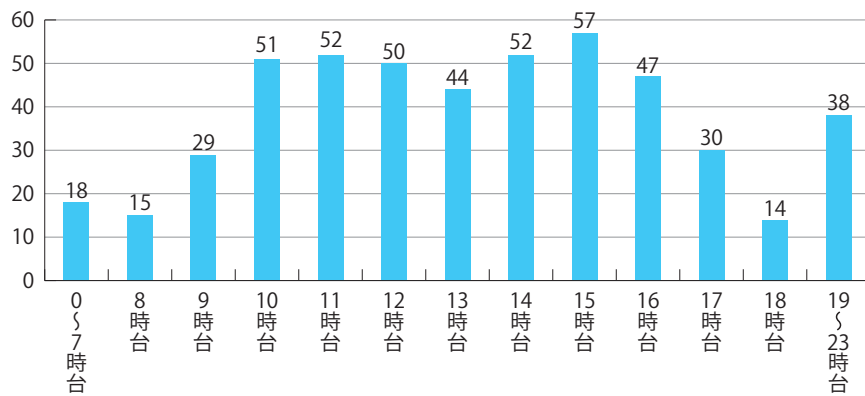
※()内の数値は死亡者数で内数である

(3) 時間帯別発生状況

令和3年以降の時間帯別の死傷者数をみると、15時台が最も多く、次いで11時台及び14時台が多くなっていた。

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	計
0から7時台	1	2(1)	4	3	8	18(1)
8時台	2	2	3	4	4	15
9時台	3	2	11	2	11	29
10時台	6	6	15(1)	7	17	51(1)
11時台	4(1)	8	16	13	11	52(1)
12時台	7	4	12	8(1)	19	50(1)
13時台	3	5	7	14	15	44
14時台	5(1)	6	9(2)	10(1)	22	52(4)
15時台	6	14(3)	8	12(2)	17	57(5)
16時台	4	9(1)	7	9	18	47(1)
17時台	0	5	9(2)	6	10	30(2)
18時台	0	0	4	5	5	14
19から23時台	3	5	5	13	12	38
計	44(2)	68(5)	110(5)	106(4)	169	497(16)

※()内の数値は死亡者数で内数である

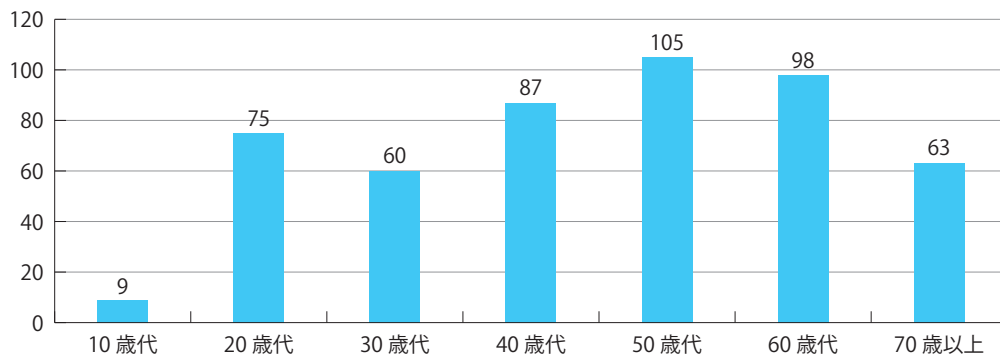


(4) 年齢別発生状況

令和3年以降の年齢別の死傷者数をみると、50歳代以上で全体の54%を占める一方、20歳代の若年層でも発症が見られる。

	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	計
令和3年	1	6	3	8(1)	10(1)	10	6	44(2)
令和4年	0	11	11	13(2)	11(1)	12(1)	10(1)	68(5)
令和5年	2	14	13	21(1)	28(2)	16(1)	16(1)	110(5)
令和6年	0	12	12	19(2)	27(2)	25	11	106(4)
令和7年	6	32	21	26	29	35	20	169
計	9	75	60	87(6)	105(6)	98(2)	63(2)	497(16)

※()内の数値は死者数で内数である



令和 8 年度 個別労働紛争解決研修のご案内

(公社)全国労働基準関係団体連合会(略称：全基連)

近年、解雇、労働条件の引き下げ、いじめ・嫌がらせ、雇止めなど、労働者個人と事業主との間の職場内トラブル(個別労働紛争)が頻発しています。こうした中において個別労働紛争の発生を予防するとともに、発生した労働紛争に適切に対応し、労働者が安心して働ける職場環境を整備することは、今や経営の最重要課題の一つとなっています。

本研修は、職場内の個別労働紛争の発生を防ぐとともに、発生してしまった紛争を早期に、円滑かつ適切に解決できる人材を育成することを目的として、①紛争の争点を把握し整理する能力、②争点ごとに事実関係を調査し、正確に把握する能力、③法令、判例や就業規則を踏まえ、有効な解決手段を見出す能力などを付与・向上することを目的として国の事業として開催するものです。

研修は、「基礎研修」と「応用研修」で構成されます

基礎研修	応用研修
個別労働紛争の発生を防ぐとともに、発生してしまった紛争を早期に、円滑かつ適切に解決するために必要とされる基本的知識、能力を付与することを目的としています。 研修は、スクール方式で行われます。	基礎研修修了者や同程度の経験・知識を有する方を対象として、複雑化・多様化する紛争に適切に対応するための実践的な能力の付与、スキルアップを目的としています。研修はグループに分かれ、受講者間のディスカッションを中心に進められます。

基礎研修・応用研修のセットでの受講をお勧めします

本研修は、**基礎研修**で紛争解決のために必要とされる労働法や紛争解決システム等の基本的知識を一通り学習した後、**応用研修**では最近の労働法制、労働判例などの知識を前提に模擬紛争事例等を題材に受講者間でグループディスカッションを行いながら紛争解決能力をアップしていくカリキュラムとなっており、個別労働紛争解決能力を身に着けるために**両研修を合わせて受講していただくことが望まれます**。

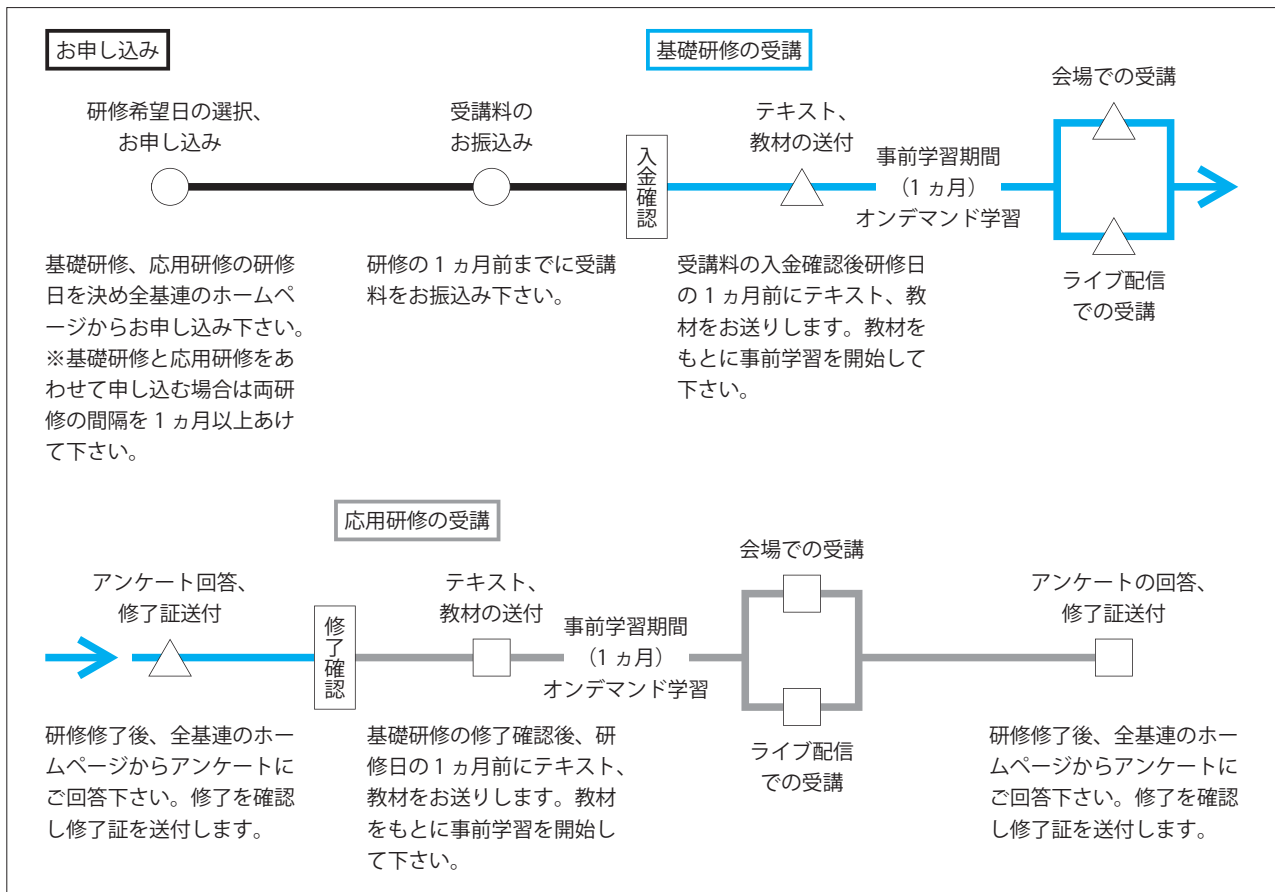
(ただ、両研修を合わせて受講することが困難な場合には、基礎研修、応用研修を分割してご受講いただくこともできます。)

継続的な受講をお勧めします

個別労働紛争に適切に対処するには、最新の労働判例や労働政策の知識が不可欠です。

本研修では、毎年度テキスト改定を行い、新しい労働判例や労働政策を取り込んでいます。

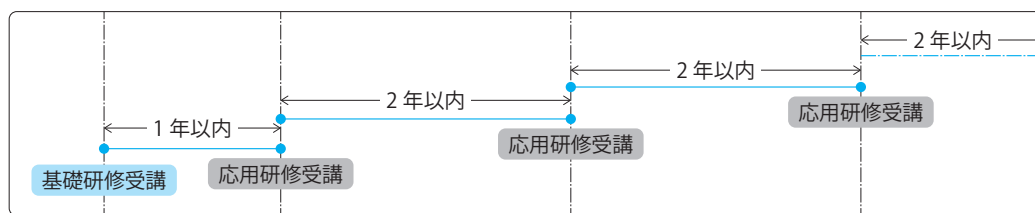
また、事例的研修で取り上げる事例についても、個別労働紛争の発生状況、裁判例などを踏まえ定期的に差し替えを行っています。



8年度は、個別労働紛争解決トレーニングの模擬審判事例の差し替えも行っていますので、7年度に応用研修を受講された方も是非とも研修にご参加ください。

なお、本研修では、研修受講後も継続的にステップアップ、ブラッシュアップをしていただくため、受講料の割引制度(リピート割引※)が設けられています。是非ともご活用ください。

※リピート割についての詳しくは、受講料のページ(<https://www.zenkiren.com/jutaku/tabid290.html>)をご覧ください。



望ましい受講パターン

基礎研修を受講した年又はその翌年に応用研修を受講、②応用研修を受講した後2年以内毎に再度応用研修を受講、というのが望ましい受講パターンです。

2026 年度セミナーのご案内

東京労働局需給調整事業部では、労働者派遣事業や職業紹介事業に関するセミナー(オンライン形式)を開催しています。法制度の理解を深めるためにも是非ご参加ください。

派遣元向け

派遣労働者の同一労働同一賃金オンラインセミナー実践編(4月・3月を除き毎月開催)

派遣労働者に係る労使協定作成実務を担当している方向けのセミナーです。実例を交えながら、労使協定に定める事項の詳細や締結までの流れ、賃金の計算方法などを説明します。

Part1 労使協定に定める事項及び締結までの流れについて

Part2 協定対象派遣労働者の賃金について

※入門編は東京労働局公式チャンネル(YouTube)にて配信中です。



労使協定方式 派遣先均等・均衡方式

派遣先向け

派遣先企業向けセミナー～派遣労働者を受け入れるときのポイント～(4月・1月を除き毎月開催)

派遣労働者の受入れにあたって、労働者派遣法のほか、労働基準法、男女雇用機会均等法に関して、派遣先として知っておくべき制度等について説明します。

職業紹介事業者向け

医療・介護・保育分野における職業紹介事業の適正な運営に係る講習会

紹介事業者に関するアンケート結果の概要(職業紹介事業に関する留意事項)と「医療・介護・保育分野における適正な職業紹介事業者の認定制度」等について説明します。

開催日程・申し込みは東京労働局ホームページにてお知らせします。



担当：東京労働局需給調整事業部 需給調整事業第二課
〒108-8432 東京都港区海岸 3-9-45 東京労働局海岸庁舎
TEL：03-3452-1474

働き方・休み方改革ワークショップ のご案内

東京労働局 雇用環境・均等部 指導課



人手不足だし、辞められたら困る。残業を減らして生産性アップしたいけど、どうすればいいんだろう……？ 誰にも相談できない……。

年5日の年休しか取ってくれない人がいる……。体、大丈夫かな……。改善したいけど、他社はどう解決してるの？ 専門家のアドバイスももらいたい！



そうだ！ワークショップへ行こう！

東京労働局では、専門家(コンサルタント)の助言を受けながら、問題点や解決策について意見交換を行うワークショップを開催します。



カエル! ジャパン
Change! JPN

日時・場所等 第1回

日時：令和8年7月13日(月) 13:30~16:30

場所：九段第3合同庁舎 11階1-1 共用会議室

第2回

日時：令和8年7月14日(火) 13:30~16:30

場所：九段第3合同庁舎 11階1-1 共用会議室

第3回

日時：令和8年7月16日(木) 13:30~16:30

場所：九段第3合同庁舎 11階2-2 共用会議室

※各回先着5社限定！ 定員になり次第、締切ります！

参加
無料！

申込方法

右記QRコードからお申込ください。

郵送・電話でのお申込みも承っております。



働き方・休み方コンサルタントとは？

働き方や休み方の見直しに取り組む企業に専門家が無料でアドバイスや資料提供等の支援を行うため、都道府県労働局に「働き方・休み方改善コンサルタント」を配置しています。

企業に個別訪問も行っております。ご希望の場合は、左記QRコードからお申込みください。



パートタイム・有期雇用労働者に関する ルールが変わります！（令和8年10月1日施行）

東京労働局 雇用環境・均等部 指導課

パートタイム・有期雇用労働者の待遇改善を進めるため、「同一労働同一賃金」に関する施行規則と告示が改正されました。

雇い入れ時の労働条件明示事項が追加されます！（パート・有期法施行規則）

パートタイム・有期雇用労働者を雇い入れた時の労働条件明示事項として、現行の明示事項に加え、新たに「待遇の相違の内容・理由等に関する説明を求めることができる」旨の明示が必要となります（違反した者は10万円以下の過料に処されます）。

- | | | |
|--|---|-------------|
| <input type="checkbox"/> 昇給の有無 | } | 現行の
明示事項 |
| <input type="checkbox"/> 退職手当の有無 | | |
| <input type="checkbox"/> 賞与の有無 | | |
| <input type="checkbox"/> 相談窓口 | | |
| <input type="checkbox"/> 待遇の相違等に関する説明を
求めることができる旨 | } | 新たな
明示事項 |

改正後の
モデル労働条件
通知書はこちら



[https://www.mhlw.go.jp/
content/11650000/000815
925.pdf](https://www.mhlw.go.jp/content/11650000/000815925.pdf)

「同一労働同一賃金ガイドライン」が改正されます！（告示）

「同一労働同一賃金ガイドライン」は、同一企業内の正社員とパートタイム・有期雇用労働者との間で、どのような待遇差が不合理なのかについて、考え方や具体例などを示したものです。

〈新たに追加された内容〉

- | | |
|---------------|-----------------|
| • 賞与（記載の充実） | • 福利厚生施設（記載の充実） |
| • 退職手当（新規追加） | • 病気休職（記載の充実） |
| • 無事故手当（新規追加） | • 夏季冬季休暇（新規追加） |
| • 家族手当（新規追加） | • 褒賞（新規追加） |
| • 住宅手当（新規追加） | |



改正後の
ガイドラインについて
詳しくはこちら



雇用管理の改善等に関する措置の内容が変わります！（告示（雇用管理指針））

事業主は、パートタイム・有期雇用労働者から求めがあれば、①待遇差の内容や理由、②法第6条から第13条までの措置を講じるに当たって考慮した事項を説明しなければなりません。説明に当たっては、次の点に留意しましょう。

- 「資料を活用し、口頭により説明する方法」または「説明すべき事項を全て記載した分かりやすい内容の資料を交付する等の方法」のいずれかにより説明しましょう。
- 「資料を活用し、口頭により説明する方法」による場合には、説明に活用した資料等を交付することが望ましいです。
- 資料を交付することが困難な場合であっても、事後に求めがあったときは当該資料を閲覧させる等の工夫をするよう努めましょう。

事業主の皆さまへ

同一労働同一賃金の改正に対応するために、何をすればいいの……？

働き方改革推進支援センターでは、中小企業・小規模事業者等の皆さまの働き方改革全般に関するお悩みについて、社会保険労務士等の専門家が無料で相談に応じています。



同一労働同一賃金に関する相談についても、お気軽にご相談・ご利用ください。



詳細は……

厚生労働省 「同一労働同一賃金特集ページ」へ

「共育(トモイク)プロジェクト」 (厚生労働省広報事業)のご案内

東京労働局 雇用環境・均等部 指導課

- プロジェクトの公式サイトでは、仕事と家庭を両立しやすい職場環境の整備などにご活用いただけるコンテンツを発信しています。
- 企業版「両親学級」(企業が主体となって実施する学びの場)や管理職向けの研修資料等を掲載しておりますので、ぜひご活用ください。



トモイクに取り組む企業の好事例集

共育で・両立支援に取り組む企業の事例を紹介しています。男性の育休取得促進や家事・育児分担を考慮する機会の提供、業務の属人化解消、チームワーク向上など、誰もが働きやすい職場づくりに向けてぜひご活用ください。

共働き・共育での推進を、職場全体で進めるための教材 研修資料

経営者・人事担当者向けおよび管理職向けに、共育の視点で企業が直面する課題や法改正のポイント、企業で実践できる具体的なアクションなどをご紹介します。誰もが働きやすい職場環境作りの一環として研修を行う際に、ぜひご活用ください。

P17・18のお問合せ先 東京労働局 雇用環境・均等部 指導課 TEL 03-3512-1611

分からないことは、なんでも「蓮美部長」に聞いてみよう！

第45回

桃樹の「労務・安全衛生 深掘り探訪記」

私は「桃樹」。東基連に入職し、6年目に入りました。蓮美部長や先輩達に教えて頂き、少しずつ成長してきたように思います。まだまだ力不足ですが、会員の皆様のために精一杯頑張ります。

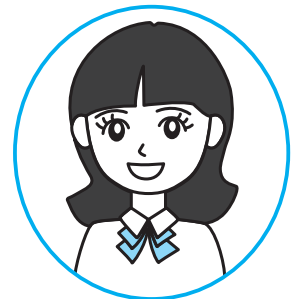
さて、そんな私が、日頃、疑問に感じた事柄について、「労務・安全衛生の専門家」にして、私の上司、「蓮美部長」に、後輩の「希漣さん」と一緒に、その疑問をぶつけ、深く、深く、回答を探っていくコーナーです。宜しくお願い致します。



桃樹さん



蓮美部長



希漣さん

おめでとうございます。祝！「会報 東基連」創刊 800 号達成!!

桃樹さん 蓮美部長！ おめでとうございます。

希漣さん 本当におめでとうございます。凄いことですね！ 凄い！凄い！

蓮美部長 二人とも興奮して、どうしたのですか？

桃樹さん 蓮美部長、何を言ってるんですか！ 私たちの「会報 東基連」が、この令和 8 年 7 月号で、創刊以来、とうとう 800 号になったんです。800 号ですよ。800 号！

希漣さん そうです。創刊以来 800 号です。1 面の右上の通巻 No. の数字「800」が光って見えます。

蓮美部長 そうですね、一口に「800 号」と言っても、毎月毎月の積み重ねですから、編集を担当された方々、そして応援してくださった会員の方々の思いの積み重ねでもあります。

ところで、創刊号の発行はいつか知っていますか？

桃樹さん はい、今月号の「桃樹のちょこっとクイズ」でも紹介されていました。

1950 年、昭和 35 年の 1 月 1 日です。それから 66 年余りです。

希漣さん 私の祖父も、同じ昭和 35 年生まれの 66 歳です。祖父が生まれた年に「会報 東基連」が誕生したなんて、ちょっと感動です。

蓮美部長 はい、それでは、桃樹さん、希漣さん、創刊号から 800 号までの 66 年余りの時代の流れを、200 号ずつ刻んで辿ってみましょう。

第 1 号の発行 昭和 35 年(1950 年)1 月 1 日

桃樹さん 東京労働基準協会連合会(略称：東基連)が発足したのは、昭和 34 年(1959 年)の 4 月 21 日です。

蓮美部長 昭和 34 年には、どんなことがあったのかしら？

希漣さん 調べました。昭和 34 年 9 月には「伊勢湾台風」が襲来し、中部地方に甚大な被害が発生しました。

また、労働衛生の分野では、「ハップサンダル」を製造する家内労働者にベンゾール中毒が多数発生し、大きな社会問題になりました。

桃樹さん 明るい話題もありました。上皇陛下、当時の皇太子明仁親王殿下が 4 月 10 日ご成婚され、日本

中が慶びに包まれた年でもありました。

蓮美部長 そういう時代に東基連は誕生したのですね。そして、翌年の昭和35年(1950年)1月1日に、「会報 東基連」が発行された。この昭和35年は、どんな年でしたか？

桃樹さん 労働行政では、「じん肺法」が公布(3.31)、施行(4.1)され、有機溶剤中毒予防規則が公布(10.13)されました(施行：36.1.1)。

希漣さん 社会では、新日米安保条約が調印(1.19)。また、カラーテレビの本放送が開始されたのもこの年です。9月10日にNHK、日本テレビ、ラジオ東京、読売テレビ、朝日放送の5局が一斉にカラーテレビの放送を開始。9月10日は「カラー放送記念日」となっています。

蓮美部長 会報「東基連」の第1号の紙面は、どのようなものだったのですか？

桃樹さん 記念すべき第1号の1面をご紹介します。こちらです。

希漣さん わー、レトロな感じで、素敵ですね。昭和の薫りが漂います。あらっ、会報のタイトルが、「東基連会報」となっていますね。

桃樹さん 創刊時のタイトルは「東基連会報」。その後、昭和48年1月1日発行の「185号」から、現在の「東基連」に改められたそうです。



第200号の発行 昭和51年(1976年)7月1日

蓮美部長 では、第200号はどうかしら？ どんな時代でしたか

桃樹さん 第200号は、昭和51年(1976年)7月1日に発行されました。

希漣さん この年には「賃金の支払いの確保等に関する法律」、いわゆる「賃確法」と呼ばれる未払賃金を国が立て替える法律が公布(5.27)、施行(7.1)されました。

桃樹さん 社会では、ロッキード疑惑で田中前首相が逮捕されました(7.27)。

そうそう、この前の年(昭和50年)の4月20日にベトナム戦争が終結しました。

第200号の紙面は、次のとおりです。

希漣さん 全国安全週間のポスターですけど、緑十字がいっぱいあって楽しいですね。

蓮美部長 この年は、労働安全衛生法が公布・施行(昭和47年6月8日)されて4年目に当たります。また第4次労働災害防止計画(4次防)の4年目です。

桃樹さん 今年は、第14次労働災害防止計画(14次防)の4年目ですから、ずーっと取り組んできたのですね。

希漣さん 200号に掲載されている会長挨拶に、昭和50年の東京の労働災害の死亡者数は「233名」とあります。令和7年の死亡者数は、令和8年3月末日の速報値ですが「36名」です。実に84.5%のマイナス。多くの方々の努力がこの減少に繋がっているかと思うと、労働災害防止の取り組みの重要性を改めて感じます。



第 400 号の発行 平成 5 年(1993 年)3 月 1 日

蓮美部長 希漣さんの言うとおりでですね。では、400 号発行の年はどんな年でしょうか？

桃樹さん 400 号は平成 5 年(1993 年)3 月 1 日に発行されましたが、この平成 5 年という年も大変な年でした。

希漣さん 桃樹先輩、どんなふうに変ったのですか？

桃樹さん この年の 7 月 1 日に、「労働基準法及び時短促進法の一部改正法」が公布されました(施行：平成 6 年 4 月 1 日)。

この改正で、1 週間の法定労働時間が 40 時間と定められ、それまでの週労働時間 48 時間、44 時間から、40 時間の時代が幕を開いたんです。

希漣さん えーと、週の法定労働時間は 40 時間が当然と思っていたのですが、そうですね、以前は 48 時間、44 時間だったんですね。「時短」の時代に入ったんですね。

桃樹さん 社会でも、サッカー J リーグが開幕(5.15)。第 19 回主要先進国首脳会議(東京サミット)が開催。

天皇陛下、当時の皇太子徳仁親王殿下と雅子様のご成婚された年でもあります(6.9)。

400 号の紙面は次のとおりです。



第 600 号の発行 平成 21 年(2009 年)11 月

蓮美部長 第 600 号が発行されたのは、平成 21 年(2009 年)の 11 月ですね。

桃樹さん はい、この年の 4 月 24 日に通達「手すり先行工法等に関するガイドラインについて」が発出されました。足場からの墜落防止のために足場に係る安衛則の改正を踏まえたものです。今では多くの現場で採用されている「足場先行工法」による足場の設置が促進されることとなったものです。

希漣さん この年の東京都最低賃金は、時間額 791 円です。現在は 1226 円ですから、ちょっと驚いてしまいます。

そう、社会では、「裁判員制度」がスタート。オバマ米大統領がノーベル平和賞を受賞したのもこの年です。

蓮美部長 600 号の 1 面は、さいたま市を拠点に開催された「第 68 回 全国産業安全衛生大会」が紹介されていますね。

桃樹さん 紙面の左下には、東京(現在は東基連)衛生管理者協議会の安福会長(当時)が特別報告する写真も掲載されています。



東京の労働の歴史を刻んできた「会報 東基連」

蓮美部長 そして、令和 8 年 7 月に「800 号」の発行を迎えたのですね。

希漣さん こうやって見てくると、知らないことや、何となく聞いていたことが、次々と展開していき、すごく勉強になりました。

桃樹さん 本当です。昭和、平成、そして令和と絵巻物語を見ているように感じました。そして、災害発生件数の減少、労働時間の短縮、最低賃金額の変化など、労働基準行政が国民の皆さんの幸福のために尽力

してきたんだと改めて思いました。

また、何よりこの労働基準行政の動きを、東基連の会員の方たちが支え、守ってきたのだと思うと、これまでの会員の方たちに感謝です。

蓮美部長 第200号の年、昭和51年(1976年)に「賃金の支払いの確保等に関する法律」が公布・施行されたとありましたが、ある元労働基準監督官の知人が話していたことを思い出しました。

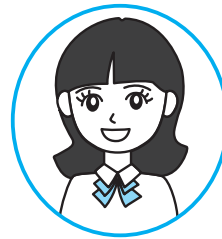
希漣さん どんなお話ですか。

蓮美部長 その人はこんなふうには話してくれました。

「未払賃金の申告相談を受けて、事業主に会いに行き、支払うよう指導を行うが、会社が倒産したりして支払能力がない場合には、救済する手段がなかった。でも、この「賃金の支払いの確保等に関する法律」が出来てからは、会社が倒産してお給料が支払われず困っている労働者の人に、『こういう制度があります』と説明。その説明を受けた労働者の人の表情がホッと安心した表情に変わったのが忘れられない。」と。

希漣さん うーん、なんか素敵なお話ですね。

蓮美部長 大変なこと、難しいことは沢山あると思いますが、困っている人、危険な作業場、それらが一つでも解決し、改善に向けて進む社会であって欲しいですし、そのための東基連でありたいですね。



桃樹さん はい、今月の800号を一つの峰として、1000号を目指して、頑張ります。

蓮美部長 桃樹さん、希漣さん、よろしくお祈いしますね。

桃樹さん 希漣さん はい。頑張ります。

桃樹さん 読者の皆さん。今月も最後までお付き合い下さり、ありがとうございました。来月もよろしくお祈い致します。

令和 8 年度

労務・安全衛生管理連続セミナーが開幕

(公社)東京労働基準協会連合会

開催報告 令和 8 年度労務・安全衛生管理連続セミナー(第 1 回)「令和 8 年度行政運営方針について」

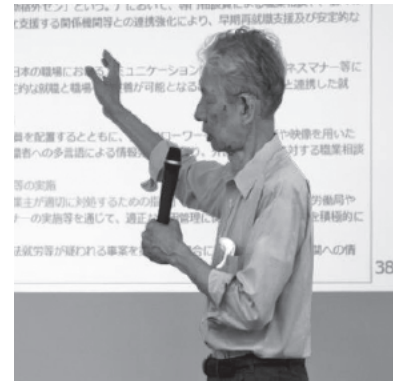
東京労働基準協会連合会では、年間を通じて最新の労働法令や実務対応を学ぶ「令和 8 年度労務・安全衛生管理連続セミナー」を開講いたしました。

第 1 回は「令和 8 年度行政運営方針について」と題して、東京労働局が今年度の重点課題とする施策を取りまとめた「令和 8 年度東京労働局行政運営方針」について、たま研修センター、王子工業会館、中労基協ホールの 3 会場で、当連合会前専務理事の滝澤成氏が講師となり開催いたしました。

セミナーでは、継続的な賃上げが政府の重要な政策課題となる中、昨年大幅な引き上げが行われた最低賃金の行方、賃金引き上げを実現するための価格転嫁に対する労働行政の取組などについて参議院予算委員会における総理答弁や公正取引委員会、経済産業省など他省庁の施策も交えて解説を試み、厚生労働省の本年度予算に組み込まれた『賃上げ』支援助成金パッケージ』が紹介されました。

また、働き方改革関連法の見直しが進められており、同一労働同一賃金制の遵守に向けた取組の具体的な内容、改正された「同一労働同一賃金ガイドライン」の概要を紹介する一方、高市総理が議長を務める日本成長戦略会議、同会議労働市場改革分科会の模様など多彩な資料を示しつつ関連法見直しの状況などが紹介されました。

さらに、2026 年(令和 8 年)4 月から常時雇用 101 人以上の事業主に義務化される「改正女性活躍推進法」への対応や、新たな「育成就労制度」の開始、高齢者の労働災害を防ぐ「エイジフレンドリーガイドライン」など、令和 8 年度東京労働局行政運営方針に即しながら実務に直結する多彩なトピックが紹介されました。



今後の連続セミナーについて 本セミナーの価値は、この第 1 回で示された広範な方針を、今後の各回で深掘りしていく「連続性」にあります。

- 7 月：改正法に基づく「男女賃金格差」への実務対応
- 9 月：新制度の開始を見据えた「育成就労」と外国人労働者対策
- 10 月：雇用形態の多様化に伴う「労働者性」の法的リスク
- 12 月：現代の重要課題「カスタマーハラスメント」と心の健康
- 2 月：3 次産業でも重要性が増す「自律的化学物質管理」

詳細はコチラから



<https://www.toukiren.or.jp/kouzimachi/demaeseminar/renzoku.html>

おわりに 労働市場がかつてないスピードで変化する今、年間を通じて本セミナーを受講することで、各施策のつながりを理解することが可能です。今後の各回においても、充実した内容をお届けしてまいります。皆様の積極的なご参加を心よりお待ちしております。

行政の窓から

その542

東京産業保健総合支援センターの事業について



東京産業保健総合支援センター

当センター(東京さんぽセンター)では、都内で働く労働者の健康を確保するため、事業者及び産業医等の産業保健スタッフが行う産業保健活動の支援を行っています。

また、労働者50人未満の事業場に対する産業保健活動の支援のため、労働基準監督署の管轄区域ごとに都内18か所の地域産業保健センター(地さんぽ)が設置されています。

産業保健総合支援センター(さんぽセンター)の主な業務

1 産業保健スタッフ等に対する専門的研修

産業医、保健師、看護師、衛生管理者等を対象として、産業保健に関する様々なテーマの研修を実施しています。研修スケジュールは当センターのホームページでご確認ください。

※研修参加には事前の申し込みが必要です。

2 産業保健スタッフ等からの専門的相談対応

産業医学、労働衛生工学、メンタルヘルス、労働衛生関係法令等に豊富な経験を有する専門スタッフが、産業保健に関する様々な問題について、窓口、電話、メール等でご相談に応じ、解決方法を助言します。また、事業場の具体的な状況に応じた専門的な支援が必要な場合には、事業場を訪問する実地相談も行います。

3 メンタルヘルス対策の普及促進のための個別訪問支援

専門スタッフ(産業カウンセラー、社労士等)が事業場に訪問し、心の健康づくり計画の作成やストレスチェック制度の導入・職場環境改善に関する実地相談、管理監督者や若年労働者を対象とするメンタルヘルス教育などを行っています。

4 治療と仕事の両立支援

専門スタッフ(産業カウンセラー、社労士、保健師等)が事業場に訪問し、両立支援制度の導入支援、患者(労働者)と企業との個別調整支援などを行っています。

5 産業保健に関する情報提供・広報啓発

ホームページ、メールマガジン、情報誌等を通じて、産業保健情報をお知らせしています。

※メールマガジン登録は当センターホームページをご覧ください。

地域産業保健センター(地さんぽ)の主な業務

1 労働者の健康管理(メンタルヘルスを含む)に係る相談

健康診断で、脳・心臓疾患関係の主な検査項目に異常の所見があった労働者に対して、医師または保健師が日常生活面での指導などを行います。

また、メンタルヘルス不調を感じている労働者に対して、医師または保健師が相談・指導を行います。

2 健康診断の結果についての医師からの意見聴取

健康診断で、異常の所見があった労働者に関して、健康保持のための対応策などについて、医師から意見を聴くことができます。

3 ストレスチェックに係る高ストレス者や長時間労働者に対する面接指導

ストレスチェックの結果、高ストレスであるとされた労働者及び時間外労働が長時間に及ぶ労働者に対し、医師が疲労の蓄積状況の確認などの面接指導を行います。

4 個別訪問による産業保健指導

医師、保健師または労働衛生工学の専門家が事業場を訪問し、作業環境管理、作業管理、メンタルヘルス対策等の健康管理の状況を踏まえ、総合的な助言・指導を行います。



地域産業保健センターの利用には事前の申込みが必要です。
また、利用は、1事業場あたり2回まで、労働者1人あたり2回までとします。

支援内容については、当センターまでお気軽にお問い合わせください。

TEL : 03-5211-4480 URL : <https://www.tokyos.johas.go.jp>

東京都千代田区三番町 6-14 日本生命三番町ビル 3 階

独立行政法人労働者健康安全機構 東京産業保健総合支援センター



第 43 回 桃樹のちょこっとクイズ 会報「東基連」の第 1 号が発行されたのは、何年何月？

会報「東基連」の第 1 号は、東京労働基準協会連合会が発足した昭和 34 年の翌年、昭和 35 年(1960 年)1 月 1 日に発行された。

当時の名称は「東基連会報」。昭和 48 年 1 月 1 日の第 185 号から、現在の名称の「東基連」に改められた。

平成 14 年 1 月 1 日の第 506 号から、サイズを B5 版から A4 版に変更。平成 15 年 1 月 1 日の第 518 号から、紙面を 2 色刷りにし、現在のスタイルとなった。

休憩室

BREAK  TIME

映画づくりの現場で 感じたこと

昨年3月、映画「楓」のエキストラ募集を見つけ、興味本位で応募してみました。正直なところ、「有名な俳優さんを近くで見られるかもしれない」という、少々ミーハーな気持ちもありました。ところが運よく当選し、人生初のエキストラ体験をすることになったのです。

撮影場所は地元の立川グリーンズプリングス。普段見慣れた場所が映画のロケ地になるというだけでも少し誇らしい気分でした。当日は私を含めて80人ほどのエキストラが集まり、朝から夕方まで丸一日の撮影となりました。

現場に入ってまず驚いたのは、その準備の細かさです。マルシェのシーンだったのですが、商品や看板、小物の配置まで細かく調整され、スタッフの皆さんが何度も確認していました。エキストラにも服装のチェックがあり、「この辺りを歩いてください」「こういう会話をしている感じで」など、一人ひとりに丁寧な指示が出されます。

さらに驚いたのは、同じシーンを何度も何度も撮影することです。少し歩く場面でも、角度を変えたり、人の動きを調整したりしながら繰り返し撮影が続きます。「もう十分では？」と思うような場面でも妥協せず、納得がいくまで撮り直す姿勢に、ものづくりへの強いこだわりを感じました。

私は以前、製造業に携わっていました。映画と製造業では仕事の内容も成果物もまったく異なります。しかし現場を見ているうちに、「良いものを作るためには細部にこだわり、何度も

も改善を重ねる」という点では共通していることに気づきました。ジャンルは違っても、プロフェッショナルの仕事には通じるものがあるのだと実感した一日でした。

また、現在私は講習会の開催業務に携わっていますが、この映画撮影の現場には今の仕事にも参考になる点が数多くありました。参加者の動線を考えた配置、関係者への分かりやすい指示、進行を円滑にするための綿密な準備、そして本番で予想外のことが起きても柔軟に対応する力。規模や内容は違っても、多くの人が関わるイベントを成功させるためには、事前準備と情報共有が何より大切なのだ改めて感じました。

その後、映画が公開されてから映画館へ足を運びました。撮影現場で見た小道具の配置やエキストラの細かな動きなどは、画面ではほとんど気になりません。というより、気づかないほど自然に溶け込んでいました。しかし、それこそがプロの仕事なのだろうと思います。観客に意識させないところに、多くの人の工夫や努力が積み重なっているのです。

そして肝心の自分ですが、なんとか2つのシーンに映り込んでいました。真面目な場面だったにもかかわらず、スクリーンの中に自分を発見した瞬間、うれしさのあまり思わず吹き出してしまいました。周りのお客さんから見れば、不思議なタイミングで笑う人だったかもしれません。

俳優さん見たさで始まった初めてのエキストラ体験でしたが、結果として映画づくりの奥深さと、ものづくりに携わる人たちの情熱を知る貴重な機会になりました。そしてその学びは、製造業で培った経験だけでなく、現在の講習会運営業務にもつながるものでした。もしまた募集を見つけたら——もちろん応募するつもりです。



ロケ地：立川グリーンズプリングス

CLM 八王子支部

屋外において花や植物等を販売中に 熱中症により休業

業種 その他の小売業

職種 販売店員

災害発生状況 (※災害発生状況及び図は、実際の災害事例を参考に一部改変を加えている) ものであり、特定の災害の状況を正確に表しているものではありません。

7月下旬に被災者が勤務する園芸店において、花や植物等の販売業務に従事していたところ、めまい、ふらつき等の体調不良という状態が起き、緊急搬送され、医療機関で熱中症(休業見込日数10日)と診断された。

災害発生時、気温は35℃、湿度は65%、WBGT値は未測定であった。日除け設備は設置されておらず、直射日光下で作業を行っていた。また、スポットクーラー等の冷却設備も設置されていなかった。被災者は半袖、長ズボンの制服の上にエプロンを着用し、帽子は着用していなかった。作業は、午前8時00分から午前11時30分まで連続して行われ、水筒(500ml)を備え付けていたが水分補給は十分に行われておらず、塩分補給もしていなかった。なお、被災日当日は繁忙により来客対応が継続し、適切な休憩が取得できていなかった。



災害発生原因

- 1 WBGT値の測定等を実施しておらず、熱中症のリスクを把握していなかったこと。
- 2 高温環境下での作業であったにもかかわらず、冷却設備の設置、冷房のある休憩場所の確保、日除け設備の設置等、リスク低減措置を講じていなかったこと。
- 3 水分及び塩分の適切な補給体制が整備されておらず、また作業の都合により十分な休憩を取得することができなかったこと。
- 4 ファン付き作業服等の身体冷却機能を有する装備が準備されておらず、被災者が使用できなかったこと。
- 5 作業管理者が巡視及び声掛け等を実施しておらず、労働者の健康状態の把握が不十分であったこと。
- 6 熱中症発症時の対応方法及び報告体制が未整備であり、必要な手順が定められていなかったこと。

等を活用し、WBGT基準値を把握すること。

- 2 上記1の結果に基づき、WBGT値の低減、冷却設備の導入、冷房のある休憩場所の確保、簡単な屋根の設置等、作業環境の改善を図ること。
- 3 自覚症状の有無にかかわらず、水分及び塩分を適切に補給できるよう、飲料及び塩分補給用品を備え付け、労働者が補給しやすい環境を整備すること。
- 4 ファン付き作業服等の身体冷却機能を有する装備を整備し、労働者に使用させること。
- 5 作業管理者は、作業場の巡視及び声掛けを適切に実施し、労働者の健康状態を継続的に確認すること。
- 6 熱中症の自覚症状がある作業員や熱中症のおそれがある作業員を見つけた者がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知を行うこと。熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、①事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等、②作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順の作成及び関係作業員への周知を行うこと。

災害防止対策

- 1 WBGT値を測定すること。WBGT値の実測が困難な場合には、環境省熱中症予防情報サイト

令和 7 年 死亡災害発生状況 (対前年比較)

東京労働局 労働基準部 安全課

現在 36 人

前年同期 34 人

●令和 7 年 死亡災害発生状況(確定値)

業種別

	本年発生分	前年同期	増減数
製造業	3	1	2
建設業	17	11	6
土木工事業	5	2	3
建築工事業	9	6	3
木造家屋建築工事業	1	0	1
その他の建設業	3	3	0
陸上貨物運送事業 ^(注3)	2	4	-2
ハイヤー・タクシー業	2	0	2
その他の運輸交通・ 貨物取扱業	2	0	2
商業	2	2	0
小売業	0	0	0
保健衛生業	2	1	1
社会福祉施設	2	1	1
接客娯楽業	1	1	0
飲食店	1	0	1
清掃と畜業	0	4	-4
ビルメン業	0	2	-2
その他の三次産業	5	8	-3
金融業	0	0	0
警備業	1	5	-4
その他(一次産業) ^(注4)	0	2	-2
全産業合計	36	34	2

(注1)左段は令和7年確定値、中段は前年確定値。

(注2)新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く。

(注3)「陸上貨物運送事業」は、道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計値。

(注4)「その他(一次産業)」は、鉱業、農林業及び畜産・水産業。

●令和 7 年 死傷災害発生状況(確定値)

業種別

	本年発生分	前年同期	増減率(%)
製造業	625	627	-0.3
建設業	997	1,035	-3.7
土木工事業	177	163	8.6
建築工事業	604	687	-12.1
木造家屋建築工事業	58	44	31.8
その他の建設業	216	185	16.8
陸上貨物運送事業 ^(注3)	1,062	1,068	-0.6
ハイヤー・タクシー業	372	412	-9.7
その他の運輸交通・ 貨物取扱業	431	405	6.4
商業	2,123	2,119	0.2
小売業	1,520	1,588	-4.3
保健衛生業	1,631	1,623	0.5
社会福祉施設	1,210	1,263	-4.2
接客娯楽業	1,104	1,122	-1.6
飲食店	857	857	0.0
清掃と畜業	887	1,016	-12.7
ビルメン業	605	646	-6.3
その他の三次産業	1,793	1,886	-4.9
金融業	102	131	-22.1
警備業	375	362	3.6
その他(一次産業) ^(注4)	60	90	-33.3
全産業合計	11,085	11,403	-2.8

(注1)左段は令和7年確定値、中段は前年確定値。

(注2)データは労働者死傷病報告による死亡及び休業4日以上(※新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く。)

(注3)「陸上貨物運送事業」は、道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計値。

(注4)「その他(一次産業)」は、鉱業、農林業及び畜産・水産業。

令和 8 年 死亡災害発生状況 (対前年比較)

東京労働局 労働基準部 安全課

現在	16 人
----	------

前年同期	12 人
------	------

●令和 8 年 死亡災害発生状況(5 月末日現在)

業種別	本年発生分	前年同期	増減数
製造業	2	2	0
建設業	5	4	1
土木工事業	1	0	1
建築工事業	2	2	0
木造家屋建築工事業	0	0	0
その他の建設業	2	2	0
陸上貨物運送事業 ^(注3)	0	1	-1
ハイヤー・タクシー業	1	1	0
その他の運輸交通・ 貨物取扱業	0	1	-1
商業	1	0	1
小売業	0	0	0
保健衛生業	0	0	0
社会福祉施設	0	0	0
接客娯楽業	1	1	0
飲食店	0	1	-1
清掃と畜業	4	0	4
ビルメンテナンス業	3	0	3
廃棄物処理業 ^(注4)	1	0	1
その他の三次産業	2	2	0
警備業	0	1	-1
その他 ^(注5)	0	0	0
全産業合計	16	12	4

(注 1) 左段は本年 5 月末日現在(速報値)、中段は前年同期(速報値)。
(注 2) 新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く。
(注 3) 「陸上貨物運送事業」は、道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計値。
(注 4) 「廃棄物処理業」は、産業廃棄物処理業とその他の廃棄物処理業の合計値。
(注 5) 「その他」は、鉱業、農林業及び畜産・水産業の合計値。

●令和 8 年 死傷災害発生状況(5 月末日現在)

業種別	本年発生分	前年同期	増減率(%)
製造業	223	204	9.3
建設業	297	278	6.8
土木工事業	47	39	20.5
建築工事業	162	170	-4.7
木造家屋建築工事業	11	12	-8.3
その他の建設業	88	69	27.5
陸上貨物運送事業 ^(注3)	336	326	3.1
ハイヤー・タクシー業	114	126	-9.5
その他の運輸交通・ 貨物取扱業	121	166	-27.1
商業	672	611	10.0
小売業	461	458	0.7
保健衛生業	458	427	7.3
社会福祉施設	365	306	19.3
接客娯楽業	367	341	7.6
飲食店	273	250	9.2
清掃と畜業	316	263	20.2
ビルメンテナンス業	218	192	13.5
廃棄物処理業 ^(注4)	81	60	35.0
その他の三次産業	518	490	5.7
警備業	113	122	-7.4
その他 ^(注5)	23	15	53.3
全産業合計	3,445	3,247	6.1

(注 1) 左段は本年 5 月末日現在(速報値)、中段は前年同期(速報値)。
(注 2) データは労働者死傷病報告による死亡及び休業 4 日以上の災害(※
新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く。)
(注 3) 「陸上貨物運送事業」は、道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計値。
(注 4) 「廃棄物処理業」は、産業廃棄物処理業とその他の廃棄物処理業の合計値。
(注 5) 「その他」は、鉱業、農林業及び畜産・水産業の合計値。

講習会名	申込受付	科目	7月	8月	9月	10月	
衛生管理者 (第1種)	センター	学科	4日	13(月)~16(木)	31(月)~9/3(木)		26(月)~29(木)
	中央支部	学科	3日	27(月)~29(水)		8(火)~10(木)	
衛生管理者 (第2種)	センター	学科	3日	13(月)~15(水)	31(月)~9/2(水)		26(月)~28(水)
	中央支部	学科	2日	27(月)~28(火)		8(火)~9(水)	
衛生管理者 (特例)	センター	学科	2日	15(水)~16(木)	9/2(水)~3(木)		28(水)~29(木)
	中央支部	学科	1日	29(水)		10(木)	
衛生管理者	たま研修センタ	学科	2日	30(木)~31(金)			
X線	センター	学科	2日				26(月)~27(火)

- 申込受付は、講習開催日の3か月前の1日から開始します。定員になり次第締め切りとなりますので、事前に申込状況をご確認ください。講習会に関する詳細は東基連・各支部のホームページ又は講習案内をご覧ください。
- 申込受付「たま研修センター」は、多摩各支部にお申し込みください。
- 「センター」の講習会場は、東京労働基準協会連合会 安全衛生研修センターの本館又は別館(江戸川区)です。
- 「中央支部」及び「中央・足立荒川」の講習会場は、全て中労基協ビル4階ホールです。
- 上野・王子・足立荒川支部共催による講習は次のとおり。
 - ①雇入れ時安全衛生教育は、中労基協ビル4階ホールでのリアル開催と同時に Zoom による配信。
 - ②安全衛生推進者養成講習は王子工業会館が会場となります。
 - ③その他の講習会は城東職業能力開発センターが会場です。
- 亀戸・江戸川支部共催会場は、「亀戸」が亀戸文化センター、

- 「船堀」がタワーホール船堀の各会場です。
- たま研修センター(八王子支部・立川支部・青梅支部・三鷹支部)の無記載講習会場は、たま研修センター(立川市曙町1-21-1 いちご立川ビル2階)です。
- たま研修センターの講習について、「日野日野」は日野自動車日野工場、「トヨタ羽村」はトヨタ自動車羽村です。
- 安全衛生研修センターで行う玉掛け、小型移動式クレーン、床上操作式クレーン、高所作業車(10m以上)、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習及び低圧電気特別教育の実技は、当連合会が指定した日に受講していただけます。
- 高圧・特別高圧電気、テールゲートリフター特別教育の実技は、原則各事業場で実施していただけます。
- 建築物石綿含有建材調査者講習は、東基連ホームページの「建築物石綿含有建材調査者講習のご案内・お申込み」をご覧ください。

■ 会報「東基連」に関するご意見・ご要望等を kaiho-iken@toukiren.or.jp までお寄せください。 ■

■ 編集後記 ■

本誌「会報 東基連」が創刊以来 800 号の節目を刻んだ。昭和 34 年(1959 年)4 月 21 日、「東京産業安全協会の会」、「東京衛生管理協会」、「東京労働基準連合会」の 3 団体が統合し、「東京労働基準協会連合会」が発足。その翌年、昭和 35 年(1960 年)1 月 1 日に、創刊号が発行された。

発足した昭和 34 年には、最低賃金法が公布・施行され、昭和 35 年には有機溶剤中毒予防規則が公布された。以来、労働基準関連法令の進展に合わせ、歩んできた 66 年余り。一口に 800 号と言っても、毎月毎月の積み重ねの到達点。法令に基づいた労務管理・安全衛生管理、災害防止のための情報を発信し続けた先輩諸氏。そして会報を支え続けた会員企業の皆様に心からの感謝を捧げたい。

創刊以来のこの 66 年余りを振り返れば、労働災害発生件数は減少し、労働時間の短縮は進み、最低賃金額は大きく変化した。法令に基づく以上、社会の安定の観点からもそのスピードは速いとは言えないかもしれないが、確実により良き社会へと進んできたと言えよう。

本号の「深掘り探訪記」でも紹介したが、昭和 51 年(1976 年)、一定の要件のもと国が未払賃金を立て替える「賃金の支払いの確保等に関する法律」が公布・施行された。当時、ある労働基準監督官は次のように語った。「賃金未払いの申告相談を受け支払いを指導するが、支払能力がない場合には実質的な救済手段がなかった。しかし賃確法ができてからは、会社が倒産してお給料が支払われず困っている相談者に『こういう制度があります』と説明すると、その方が安心した表情に変わったのが忘れられない」と。

800 号の節目を刻んだ。次の 900 号、そして 1000 号を目指したい。労働行政は確かに誰かの幸福に繋がっている。その一助となる「東基連」であり、「会報 東基連」でありたい。 (小太郎)No. 54

講習会名	申込受付	科目	7月	8月	9月	10月	
登録講習等	安全衛生推進者	センター	学科 2日	15(水)～16(木)	26(水)～27(木)	16(水)～17(木)	19(月)～20(火)
		中央・足立荒川	学科 2日			3(木)～4(金)	
		たま研修センタ	学科 2日				
		上野・王子・足立荒川	学科 2日				実施予定
	衛生推進者	センター	学科 1日	13(月)	21(金)	4(金)	1(木)
		中央・足立荒川	学科 1日			2(水)	
		たま研修センタ	学科 1日	27(月)	21(金)		
	安全管理者選任時研修	センター	学科 2日	23(木)～24(金)	17(月)～18(火)	24(木)～25(金)	13(火)～14(水)
		中央・足立荒川	学科 2日	6(月)～7(火)			20(火)～21(水)
		たま研修センタ	学科 1,2日				13(火)～14(水)
		上野・王子・足立荒川	学科 2日				
	特別教育	研削といし(自由研削)	センター	学科・実技 1日	27(月)	31(月)	25(金)
たま研修センタ			1日		25(火)		
研削といし(機械研削)		たま研修センタ	学科 1日				
動力プレス機械金型調整等		たま研修センタ	学科 1日				25(日)
		(トヨタ羽村)					
アーク溶接		センター	学科 2日	21(火)～22(水)	25(火)～26(水)	16(水)～17(木)	27(火)～28(水)
			実技 1日	23(木)	27(木)	18(金)	29(木)
高圧・特別高圧		センター	学科 2日	1(水)～2(木)	26(水)～27(木)	24(木)～25(金)	15(木)～16(金)
		たま研修センタ	学科 2日	6(月)～7(火)			
低圧電気		センター	学科 1日	6(月)	3(月)	7(月)	5(月)
			実技 1日	7(火)／8(水)／9(木)	4(火)／5(水)／6(木)	8(火)／9(水)／10(木)	6(火)／7(水)／8(木)
		たま研修センタ	学科 1日		3(月)		
高所作業車(10m未満)		センター	学科・実技 1日		17(月)		13(火)
粉じん		センター	学科 1日		21(金)		
		たま研修センタ	学科 1日				29(木)
テールゲートリフター		センター	学科 1日		19(水)		
ダイオキシン	センター	学科 1日			30(水)		
フルハーネス	たま研修センタ	学科・実技 1日			24(木)		
化学物質管理者(準・1日)	センター	学科 1日	17(金)	28(金)		1(木)	
	中央支部	学科 1日	14(火)			27(火)	
	たま研修センタ	学科 1日	22(水)		28(月)		
化学物質管理者(専門的)	センター	学科 2日			14(月)～15(火)		
保護具着用管理責任者	センター	1日	23(木)	20(木)	18(金)	21(水)	
	中央支部	学科・実技 1日	15(水)			28(水)	
	たま研修センタ	1日	23(木)		25(金)		
総括安全衛生管理者	中央・足立荒川	学科 1日				16(金)	
衛生管理者能力向上	センター	学科 2日				22(木)～23(金)	
	中央支部	学科 半日					
雇入れ時安全衛生教育	たま研修センタ	学科 半日					
	上野・王子・足立荒川	学科 半日					
	亀戸・江戸川	学科 1日					
	センター	学科 2日	29(水)～30(木)	24(月)～25(火)	7(月)～8(火)	22(木)～23(金)	
職長・安全衛生責任者	たま研修センタ	学科 2日				21(水)～22(木)	
職長・安全衛生責任者(能力向上)	たま研修センタ	学科 1日		7(金)			
振動工具(チェーンソーを除く)	たま研修センタ	学科 4H					
KYT研修	センター	学科 1日		20(木)		5(月)	
	たま研修センタ	学科・実技 1日	1(水)				
	上野・王子・足立荒川	学科 1日					
	亀戸・江戸川	学科 半日					
熱中症予防管理者労働衛生教育	中央支部	学科 半日					
	たま研修センタ	学科 半日					
熱中症予防セミナー	上野・王子・足立荒川	学科 半日					

法定講習会等開催予定 (2026年7月～10月)

東基連では、安全衛生研修センターのほか、たま研修センター及び各支部において講習会を開催しております。各講習の詳細は、各開催回りの案内(リーフレットまたはホームページ(本部・各支部))をご覧ください。お問い合わせ・お申し込みは下表の「申込受付」あてお願いいたします。開催会場の略称等につきましては下表欄外(30ページ)をご覧ください。(2026年6月18日現在)

講習会名	申込受付	科目	7月	8月	9月	10月
石綿建材調査者(一般)	センター	学科	2日		24(木)～25(金)	
		試験	1日		10/2(金)	
床上操作式クレーン	センター	学科	2日	3(月)～4(火)		1(木)～2(金)
		実技	1日	5(水)／6(木)／7(金)		5(月)／6(火)／7(水)
小型移動式クレーン	センター	学科	2日	6(月)～7(火)		1(火)～2(水)
		実技	1日	8(水)／9(木)／10(金)		3(木)／4(金)／7(月)
ガス溶接	センター	学科	1日	15(水)	20(木)	14(月)
		実技	1日	16(木)	21(金)	15(火)
フォークリフト(31時間)	センター	学科	1日	28(火)	24(月)	25(金)
		実技	平日3日	29(水)～31(金)	25(火)～27(木)	28(月)～30(水)
	たま研修センター	学科	1日	2(木)		3(木)
		実技(トヨタ羽村)	3日	5(日)12(日)19(日)		6(日)13(日)20(日)
たま研修センター	学科	1日			3(木)	
	実技(日野日野)	3日			6(日)13(日)20(日)	
フォークリフト(35時間)	たま研修センター	学科	1.5日		2(水)～3(木)	
		実技(トヨタ羽村)	3日		6(日)13(日)20(日)	
	たま研修センター	学科	1.5日		2(水)～3(木)	
		実技(日野日野)	3日		6(日)13(日)20(日)	
高所作業車(10m以上)	センター	学科	1日	13(月)		8(火)
		実技	1日	14(火)／15(水)／16(木)		9(水)／10(木)／11(金)
玉掛け	センター	学科	2日	21(火)～22(水)	17(月)～18(火)	14(月)～15(火)
		実技	1日	23(木)／24(金)／27(月)	19(水)／20(木)／21(金)	16(水)／17(木)／18(金)
玉掛け技能+クレーン特別教育学科	たま研修センター	学科	2日			15(木)～16(金)
		実技(トヨタ羽村)	1日			18(日)／25(日)
	たま研修センター	学科	2日			19(月)～20(火)
		実技(日野日野)	1日			25(日)／11/1(日)
クレーン特別・実技(希望者)	実技(日野日野)	1日				
木工機械	センター	学科	2日			26(月)～27(火)
プレス機械	センター	学科	2日		28(月)～29(火)	
	たま研修センター	学科	2日			
乾燥設備	センター	学科	2日	1(水)～2(木)		19(月)～20(火)
	たま研修センター	学科	2日		27(木)～28(金)	
はい作業	センター	学科	2日		26(水)～27(木)	15(木)～16(金)
	たま研修センター	学科	2日	15(水)～16(木)		
特化・四アルキル鉛	センター	学科	2日	13(月)～14(火)	17(月)～18(火)	2(水)～3(木)
				27(月)～28(火)		16(水)～17(木)
	中央支部	学科	2日		4(火)～5(水)	
	たま研修センター	学科	2日	9(木)～10(金)		9(水)～10(木)
鉛	センター	学科	2日			21(水)～22(木)
酸素欠乏・硫化水素	センター	学科	2日	7(火)～8(水)	4(火)～5(水)	8(火)～9(水)
		実技	1日	9(木)／10(金)	6(木)／7(金)	10(木)／11(金)
	中央支部	学科	2日		26(水)～27(木)	6(火)～7(水)
		実技	1日		28(金)	8(木)
	たま研修センター	学科	2日			29(火)～30(水)
		実技	1日			10/1(木)／10/2(金)
有機溶剤	センター	学科	2日	16(木)～17(金)	19(水)～20(木)	14(月)～15(火)
				29(水)～30(木)	31(月)～9/1(火)	28(月)～29(火)
	たま研修センター	学科	2日		4(火)～5(水)	5(月)～6(火)
石綿	センター	学科	2日	6(月)～7(火)	24(月)～25(火)	16(水)～17(木)
				21(火)～22(水)		15(木)～16(金)
	中央支部	学科	2日	2(木)～3(金)		
	たま研修センター	学科	2日			8(木)～9(金)
金属アーク(限定)	センター	学科	1日		25(火)	

技能講習